

## 長野市農業委員会 第12回総会議事録

- 1 日 時 令和3年1月29日(金)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後4時12分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員  
1番 善財 良治                      2番 池田 昌子                      3番 青木 保  
4番 曾根 信一                      5番 田中 章一                      6番 岡村 豊  
7番 鈴木 洋一                      8番 青木 明夫                      9番 小林 清男  
10番 村田千代春                    11番 佐藤 太吉                    12番 小滝 愛子  
13番 北村 守                        14番 中島 清                        15番 林部 安壽  
16番 羽田 悟                        17番 中澤 澄夫                    18番 関 正和  
19番 吉原 俊夫                    20番 松田 光平                    21番 酒井 昌之  
22番 塚田 厚                        23番 和田 修                        24番 北原 幸平
- 4 欠席委員  
25番 北村 正彰
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 村松 昭                    事務局長補佐 竹下今朝光                    事務局長補佐 小林 達也  
事務局長補佐 川浦 昇                    事務局長補佐 竹内 晃仁                    係 長 大前 健  
係 長 西澤 忠                        係 長 曾根 明美                    主 査 佐藤 康貴  
農業政策課  
専 門 員 山口 浩之                    係 長 小林 博樹                    係 長 市川 和正
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第101号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第103号 空き家取得者が取得する特定農地の指定について  
議案第104号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第105号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農地  
利用集積計画」の決定について  
議案第106号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定  
による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について  
議案第107号 非農地決定について  
報告第46号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第48号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出に  
ついて  
報告第49号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告に

ついて

報告第 50 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申出書の取下げ  
について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 108 号 第 3 回農業委員会合同研修会（案）について

議案第 109 号 長野市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

議案第 110 号 長野第 2 区域(浅川地区)の農地利用最適化推進委員の募集(案)  
について

曾根会長代理 第 12 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。初めに、農業委員会憲章の唱和を行います。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ただいまから、第 12 回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任委員 25 名中 24 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 25 番 北村正彰委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 新年あけましておめでとうございます。コロナ禍ではございますけれども、ご家族ともども元気でお迎えのことと思っております。本年もよろしくお願いいたします。

既に、食卓にはフキみそやフキの天ぷらのメニューが登場し始めまして、春が近いなという気になりました。私事で恐縮ですけれども、今年の干支は丑でございまして、私も生まれたときをカウントしますと 7 回目の年男になります。丑は十二支の 2 番目で、子年にまいた種が芽を出して成長する時期とされています。丑年には先を急がず、目前のことを着実に進めることが将来の成功につながると言われております。確実に一步一步前進したい気持ちと、時間を大切にしていけることを目標に立てました。

新型コロナウイルス感染症の状況ですけれども、新年早々から首都圏を中心に緊急事態宣言が発令、それが次々と拡大する緊張状況になってきました。私たちは、従来のように過度に恐れることなく、また決して侮ることなく、今まで以上に基本的な感染予防対策、3 密の回避、マスクの着用、手洗いや手指の消毒、検温、十分な換気の徹底を進めていきたいと思っております。

さて、1月4日の仕事始めの日に、曾根会長代理と2人で、普段、関係や支援をいただいている方々、部門に新年のご挨拶に伺いました。具体的には、県長野地方振興局、県農業会議、長野市、市農業公社、そしてJAながの、JAグリーン長野の各組合長さんと直接、お話をさせていただく機会をいただきました。それぞれの方から、ぜひ、お互い協力し合ってよい年にしたい旨の賀詞交換を行ってきました。また、12日には、ご多忙中の中、時間を割いていただきました加藤市長、樋口副市長に新年のご挨拶に伺いました。私どもから、一つ目は、昨年、特にご尽力いただきました台風19号災害の農地の復旧作業で、秋には例年並みの収穫ができたこと。二つ目は、中山間地を対象としていた地域おこし協力隊派遣制度を農業の担い手を目的とした分野でもこの春から募集をするという、新しい担い手の芽をつくっていただく動きがスタートしたこと。この2点について謝意を申し上げます。一方、市長からは、長野市にとって大きな課題の農業振興分野ですけれども、この改善には皆さんの力なくしては前進しないと思うと。市長部局としましても精いっぱい支援をするので、従来以上に地域に踏み込んだ活動を期待する旨の言葉をいただきました。また、地域おこし協力隊の農業分野にも募集、派遣する件については、以前から地元の強い要望や、過去の協力隊員の体験談を生かす両面の要望が一致し、県との調整の中で実現に至った結果であり、特に市としても期待している施策で、ぜひとも良い結果を出したいので、ご理解とご協力をお願いしたいというお話をしてきました。詳細は今日の会議資料、新聞切り抜き、あとホームページに載っておりますのでご覧ください。

さて、1月から3月は農家にとっても営農計画を決める重要な時期で、農地の貸借や売買の話題が出やすい時期です。どこの調査会でも農家相談会を設定し、こうした状況の受け皿をつくる大切な時期です。一件でもマッチング活動を進め、遊休農地の解消に尽力をしたいと思います。また、新規就農や転職で家に入る担い手の情報や、相談相手としての動きも加速したいと思います。本日の議題にも提案されていますが、新規就農、いわゆる農家創設は個人、法人総計で今年度の年間目標32件を大きく上回っております。農業への注目度が上がっている一つの数値だと思っております。私たちは、こうした新規就農者を担い手の卵として、次のステップに成長できるよう温かく、且つ、気にしながら見守っていきましょう。

それから、昨年夏から実施しております人・農地プランの実質化のための各地区での話し合いも、いよいよ大詰めの段階に

入っております。34 地区で既に実質化されている篠ノ井有旅、山布施地区を除く 33 地区のうち 28 地区で地区プランが出来上がり、残り 5 地区が 2 月の末を目途に最後の詰めに入っている状況であります。昨日の長野市民新聞にも長沼地区の人・農地プランの実質化の話し合いの様子が記事として掲載されております。会議資料で添付しておりますので見てください。3 月中旬には長野市全体のまとめを行い、次のステップに進む計画があります。コロナ禍での環境下でありながらも精力的に取り組んでいただきました、皆さまがたをはじめ関係者には心より感謝を申し上げます。

本日の総会に農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬改定についての提案がされます。この時期に報酬改定の議論は唐突な気もしないでもないですが、国、県としても、人・農地プランの実質化制度を一步でも前進させたいという気持ちと、継続して取り組める環境づくりに市長部局が踏み込んだ結果の内容です。既に私たちは、昨年春から担い手への農地の集積集約活動や遊休農地の発生防止、解消活動、そして新規就農、新規参入の促進事業に活動範囲を広め実績を出しておりますが、それを記録としてきちんと残し、対価として受け取ることが今回の提案内容であります。いずれにいたしましても、条例の決定は議会ですが、農業委員会としても事前に制度の理解と取り組み姿勢について意思統一が必要かと思っております。十分な議論をお願いしたいと思います。

最後に残念なお話をしなければなりません。本日の議題にも緊急提案をさせていただきましたが、私たちの同胞であります浅川地区の農地利用最適化推進委員で活躍されておられました中牧委員さんが、病のため委員の辞職願が提出されました。昨年 9 月、農繁期中に突如発症した脳出血で緊急入院され、以降、現場復帰を目指してリハビリ加療を行ってきまされたけれども、直近での現場復帰は不可能と判断され、今回の対応となりました。中牧さんの一日も早い現状復帰を願うとともに、今回ご審議いただきまして、早い段階で後継者の選出に結び付けたいと思っております。そんなことでいくつかの議題ございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

曾根会長代理 続きまして村松事務局長より、挨拶と報告をお願いします。

村松事務局長　　本日は、第12回総会にご出席を賜りましてありがとうございます。遅くなりましたけれども、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。年が明けまして、早いもので節分も間近となりましたけれども、旧年中は青木会長をはじめ皆さまには、新型コロナウイルスの影響によりまして、何度か日程変更とか、行事開催も制約を受ける中でございましたけど、本委員会活動にご理解、ご協力を賜り、何とか必要な業務は遂行することができました。厚く御礼を申し上げます。年が明けてもコロナ感染がなかなか収束いたしませんけれども、体調管理には十分気を付けていただき、本年もよろしくお願いいたします。そのコロナ感染の状況ですけれども、一昨年の12月に中国の武漢で最初に感染が確認され、約1年余りで世界の感染者数1億人を越えたとのことでございます。改めて新型コロナウイルスの感染力の強さという脅威を感じているところでございます。市内の状況につきましては、先ほど1件報告がありまして、現在438例、438人ということで、入院等されている方は10人ということです。直近の月の状況を見ると11月が206人、12月が112人、今月1月が昨日までですけれども52人ということで、半分ずつ減ってきている傾向にはありますけれども、いかんせんまだ1都3県、その他緊急事態宣言が出されている都市もございますので、あらためて感染につきましてはご注意くださいと思います。長野県におきましては、同じく1月14日、2月3日まで発令されております非常事態宣言がございます。本市においては、県の対応を踏まえまして1月8日付で新たな対応方針を決定しておりまして、基本的な感染予防対策の徹底に加えまして、特に感染拡大している県外等への不要不急の往来自粛、それから新たにワクチンの接種の実施等の項目が追加されております。ワクチン接種につきましては、もう欧米等で開始されておりますけれども、日本国内においても早ければ2月下旬といわれており、医療従事者の方から接種が開始されるという予定でございます。本市もそれに向けた専決予算を組んでおりますけれども、1人当たり2回の接種が必要ということで、また接種方法等、時期詳細等が決まり次第お知らせをさせていただきたいという予定でございます。

それから先ほど、会長から報酬改定のことを触れられましたけれども、来年度に向けて農業委員と推進委員の報酬の一部改定を予定しております。農業委員会の業務といたしましては、農業委員会等に関する法律ということで、一つ目は農地法等の許可ですとか農地パトロール、それから二つ目として農地の集

積・集約、それから三つ目として農業の担い手の育成確保、四つ目は行政機関への意見書の提出等々あるわけですが、中でもその農地の事業の最適化業務ということで法令必須業務として加えられて、今日の農業委員会の最重要業務となっております。今、人・農地プランの策定が進められておりますけど、今年度末にプランが策定され、3年度から各プランを実現するために引き続き農業委員、また推進委員の皆さまが中心となっていただきまして、担い手への農地利用の集積・集約が本格化することになろうかと思えます。従いまして、これらの委員活動に伴う活動報酬の一部見直しということで、国の制度に基づきまして法令の一部改正をするもので、この3月審議会に議案として予定しているものでございます。本日の案件として後ほど担当より詳細説明申し上げますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。終わりになりますが、新たな年を迎えまして委員各位におかれましては、改めて本年がご健勝でご活躍されますようご祈念申し上げます。本日の議事事項は農地法の許可案件等で議案11件、報告案件5件でございますので、慎重審議お願ひ申し上げ、挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理 続きます議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただき、議事進行をお願いいたします。

議長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。

最初に議事録署名人の指名をいたします。議席番号1番 善財良治委員、2番 池田昌子委員、よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない規定となっております。事前に、この規定に該当するとの申し出はありませんが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっておりますらお願ひ申し出してください。

【該当者なし】

議長 ないと確認いたしました。

次に、議案の訂正は特にございませぬか。

事務局 佐藤主査 本日の議案の訂正はございませぬ。

議 長 本日は、農業経営基盤強化促進法に係る法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び審議の流れについて説明をお願いします。

小林事務局長補佐 私から、法人ヒアリングについて説明をさせていただきます。本日の議案、報告第49号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について の2ページから3ページの番号3番の農家創設となりますので、法人の担当者から事情聴取を事前に行うものでございます。本件は●●が、信州新町地区の農地に賃借権を設定して、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。受人は、農地の取得はできませんが、賃貸借権の設定または使用貸借権を設定する場合において、借主がその農地等を適正に使用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件が契約書等に付される場合、地域における適切な役割分担が見込まれる場合、業務執行役員又は耕作の事業に関する権限及び責任を有する使用者のうち1人以上が法人の行う耕作に常時従事すると認められる場合、いずれも本日お配りさせていただきました営農計画書に記載されておりまして、これらの全てを満たす場合は許可することができると農地法第3条第3項に規定されております。既に地区調査会に出席し、営農計画の説明をいただいておりますが、本日の総会においても営農計画の説明をお聞きするという事でお越しいただいております。

審議の流れについて説明いたします。まず、地区調査会長から補足説明及び調査結果の報告をお願いいたします。次に、現在、外で待機中の法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。その後、質疑応答を行います。質疑応答終了後、法人担当者には退席していただき、その後、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上です。

議 長 ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明いただきました。続きまして、南部地区調査会長から、法人の営農計画についての調査結果並びに補足説明をお願いします。なお、資料は、別冊の営農計画書と、関係議案は報告第49号 農地中間管理事業の推進に関わる法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の報告について になります。

村田地区調査会長 申請者には、調査会でも説明をいただきました。その中で、地域農業に貢献したいとの考えから農業の再生、それから高齢者の雇用創出という取り組み、地域農業の振興につなげたいという思いから、今回の申請に至ったという話がありました。作物はエゴマと花卉ですが、カラーという花で、信州新町では結構、前から作っていただいているようですが、その中でも普

通は白い花ですが、黄色い花の球根を持ってらっしゃるのがこのお宅だけというお話もありました。カラーについては長年栽培の経験があり、かなり自信を持っていらっしゃいました。そんなことを含めて、効率的に耕作を継続できると認められるため問題なしと判断いたしました。

議 長 それでは、法人の担当者から聞き取りを行います。説明を行う法人の担当者に入室をしていただくようお願いします。

【法人担当者入室】

議 長 ご苦労さまでございます。それでは自己紹介をしていただいた後に、●●様の営農計画等の説明をお願いいたします。

法人 担当者 私は、●●の専務ということですが、実はインターネットの会社で、息子が社長です、●●なんてハイカラな名前が付いておりますが、簡単に言えば恩恵を分け合う仲間というような表現になります。社長はインターネット専門ですから、私はそのほか農林業も含めて全部担当ということで実質的に私が担当していますので、今日、社長が来ればいいわけですけども、そんな内容で実体的なものとして説明に上がった次第です。

先ほど、カラーという話が出ておったと思いますけども、実はこの花は、ラップスイセンと似たような花でございまして、信州新町で既に広く黄カラーと申しまして、全国的に売り出していたわけです。そんな過程の中で、かつてニュージーランドから独自で色のいい花を輸入したわけですが、残念ながら私ども 10 軒しか残っておりません。全国的に黄カラーっていうのはいっぱいあるんですけども、同じ黄カラーの中でも特別色が良いということで、それがどういうことか私の方はずっと残っていたということでございまして、このカラーを広めたいというのも基本的なことであります。私も、元々は農林に造詣が深くてずっとやっていたわけで、自信はあるわけですが、時たま、信州新町の状況は過疎なんて言葉でいいのか、もう限界に近いような感じになってきております。何とかいくらかでも気持ちの上で皆さんに元気を出してもらうにはどの思いの中で、これをどこか荒地にという思いがありました。標高とか、カラーの花の特質性を考えまして、選んだのが現在の場所です。今、行っているところでございます。私はもともとこれを個人で借り受けておりましたが、私も高齢ですから、しっかりやっていくには会社で皆さんの仲間とさらに広めていきたいと。私だけでやれば今のもので精いっぱいですが、今後これを広げていくには会社でないと駄目だ、しっかり後継者を育てていきたいと。私の息子も後継者ではございますが、されとて仲間がたくさんいないと駄目だということで、そんなことで



カラーの花を中心に実験農場というような名前の中で、今後、コンニャクとかサトイモ、キクイモなどやっていきたいんですが、目指すものにはオリーブの木も植えようと思っております。オリーブといえば南国の品物ですが、そうしたの是全国にまだ2カ所しかございませんが、木を小さくする、いわゆるリンゴのわい化栽培のようなものが、特許を取られたものが私どもに勧められましたので、この3月に30本植え込んでみようと、そんなことも考えております。その他、キノコとかにも目を向けてまいりたいと、加工部門、販売部門、それぞれ今後、皆さんと図って頑張っていきたいと思っております。そんなことで、既に営農計画の中の機材購入予定となっておりますが、初めに書いてあったものは個人で既に購入しています。

議長 ありがとうございます。ただ今、●●様から営農計画等についてご説明をいただきました。

これより質疑応答に入ります。ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いします。

鈴木委員 この定款等々を見させていただく中で、特定農産物の開発と販売、あとモンゴルとの海外交流というのが会社を興されてから3年ぐらいでしょうか、この辺が明記されているんですが、具体的に、先ほど専務さん一人でいろいろやられていたというようなご説明もあったんですが、実際どのような取り組みをなされていたのかお聞かせください。

法人担当者 定款の特定農産物ですが、これは会社に移す場合にちょっと具体性がないということで、現在、定款を直しまして、農林産物の販売とか開発と具体的にしております。このときは特定農産物という言葉だったので、農業委員会へ会社として上げていくにはちょっとピントが弱いんじゃないかということを受けて定款を直してございます。従いまして、農林産物の開発、販売、それにみんな含めてございます。

それからモンゴルのことですが、長野県には5つの団体がございます。私の地区の信州新町の主に親善会長でもあるんですけども、長野県全部の会長でもあります。従いまして、言えばちょっとはばかったんですけども、モンゴル語もしゃべるといような状況で、2カ年、北佐久農業とか更級農業行って、モンゴル語の先生をやった経験が、言えば自慢になるようですから失礼ですが、そんなことでモンゴルへも11回行っております。私の家にもモンゴル人は何十人と来て泊まったり交流をしたりしております。そんな関係でモンゴルへ行けば、まあまあというような感じです。ところが、こちらからある品物、弁当みたいなものを作って、弁当っていうんですか、固定した弁当、

いわゆるサトウのごはんというようなのとちょっと違うんですが、持って行っていったのが、どうも日本から持っていくと向こうは5倍ぐらい日本とは、給与水準が違いますから高級食でちょっと売れないかなという感じで一昨年も行ってきましたが。ただ不思議なことに、化粧品なんかは日本より安く手に入る、プラセンタなんて、プラセンタとか何とかっていう、不思議なことにそのルートをうまくたどっていくと6割ぐらいで日本から物出るわけです。それを中国で1割ぐらい取ってさらにモンゴルで1割取ってっていうの、その1割取るっていうのは日本のいう1割じゃないですよ。向こうにしてみれば相当な金額になるから、結構、それモンゴルって日本より安く売っているとそんな現象を見ましたんで、何か販売方法を考えれば日本の農林産物っていいですか、そういったものも何かの要素がありやしないかと、そんなことも思っております。

鈴木委員　もう一回確認ですが、説明いただいた特定農産物ということだったのですが、もうちょっと具体化というか、そういった形で、本格的に会社としてやっていこうということによろしいのか。

法人担当者　そのとおりです。

鈴木委員　モンゴルについても、いろいろご活躍の中で、会社としてもそのモンゴルとの交流を含めた事業を行っていたという理解でよろしいですか。

法人担当者　そのとおりです。

中島委員　今、説明いただいて、定款は整理されて直したものとのお話あったかと思うんですけど、その直ったものを付けていただくことはできるんですか。

法人担当者　それはできます。現在では直っております。

中島委員　それを出していただいた方がありがたいような気がする。

法人担当者　出した人と私、違ったもので申し訳ありません。

議　長　事務局で改めて、この部分だけ差し替えでいいですか。

川浦事務局長補佐　定款は直っていますか。

法人担当者　もう全部直っております。

川浦事務局長補佐　であれば、これ再度お願いします。

法人担当者　急いで対応します。

川浦事務局長補佐　お手元にお配りしました定款が古いということですので、新しい定款を再度、皆さま方にお渡しをしたいと思っております。それから、定款にはそのような記載になっているんですけども、登記簿、法人の登記簿謄本にはその特定農産物の開発と販売が修正をされて、農林産物の生産、製造、加工販売と修正をされておりますので、登記上はこのような記載になっているということです。定款がちょっと後回しになってしまっているという

認識です。

法人担当者 定款を直さなくてもいいと。直さなくても登記簿だけ直っていればいいということでしたので。

川浦事務局長補佐 定款は、まだ修正されてないですよ。

法人担当者 定款は修正しなくていいそうです。登記簿だけでいいそうです。修正する必要がないっていうことですから。

川浦事務局長補佐 事務局では、定款は修正されてないと把握しておりましたので、この定款をお出ししております。今、お話がありましたとおり、登記簿を修正されているということでございますので、これをいただきました。

議 長 登記簿の一番下のアンダーライン引いてあるところですね。

川浦事務局長補佐 そうです。アンダーライン引いてあるところですよ。

議 長 これで修正をされているということで理解してよろしいですか。

中 島 委 員 分かりました。

議 長 私から初歩的なことを教えて欲しいんですが、この黄カラーというのは正式な名前はと言うんですか。

法人担当者 そのものの名前はムーンライトと申します。月光という月の光です。

議 長 そのムーンライトが品種名ですね。では花の名前は。

法人担当者 カラーです。

議 長 国内での栽培実績ってというのは。

法人担当者 全国にないとは言わないんですけども、私どもが一番多いかなど。

議 長 そしたら希少価値ですね。

法人担当者 そうです。さらに、私の家にしかこの花はもうないんです。高級な花という意味では非常に。

議 長 ぜひ期待したいです。

法人担当者 そのつもりで何とか広めたいです。

酒 井 委 員 基本的なことでお恥ずかしいんですが、税金は1年間に大体どのくらい納める予定ですか。例えば、長野市の場合は市民菜園をやるにあたって、個人市民税の均等割が5万円あるんです。株式会社の場合は、その辺はどうなるんでしょうか。

法人担当者 均等割は5万円ありますし、県が2万1千円ありますが、あと利益に従ってということで、赤字でも5万円の均等割があります。

酒 井 委 員 そうですね。ありがとうございます。

曾 根 会 長 代 理 中山間地での取り組みってことですが、販売金額の目標と面積の目標ありましたら。

法人担当者 目標はこれからですが、これから梅とか、タケノコなどはみ

んな困ってきております。それから味噌とかも皆さんが手詰まり状況になってきているもので、私の会社が全てのところに手間とかそういうものを支えてやっていきたいと。ですから、目標といわれても今すぐというわけにはいきませんが、今年の秋から例えば200、300万ずつやって2年後には1千万、2千万というふうを増やしていく予定でございます。

私個人でやっていただけですから実績というのはまだ出ておりません。梅の方は7反歩ほどやっておりますから、小梅で、こちらのほうは自信があるわけでございます。従って、会社でないとしても大きな事業ができないということで、個人でやる場合は100万も取るには精いっぱいですから、会社として最終的には何千万単位までもっていければなと勝手なこと思っています。

議 長 他になければ質問を打ち切ります。以上で、●●様の聞き取りを終わりたいと思います。

専務さん、本日はお忙しい中お越しいただきまして誠にありがとうございました。ご退席ください。

法人担当者 ありがとうございます。

**【法人担当者退室】**

議 長 ただいまの案件につきましては、このあと行う報告第49号の農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画の報告についてで報告をさせていただきます。

それでは、農地法等に関わる事項について審議を行います。最初に、議案第100号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 初めに本日の資料ですが、農地法等議案、本冊となっております。その他、基盤法、農振法に関する別冊が1から4までございます。

それでは、議案第100号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第12回総会、農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から2ページの9番までの9件でして、内容は所有権移転案件が6件、賃貸借権設定案件が2件、使用貸借権設定が1件となります。なお、1ページの2番、3番、2ページの6番と7番は関連及び、8番の計5件は受人4名の農家創設案件です。また、1ページの5番は、備考欄に記載のとおり空き家に付随する特定農地として、昨年8月31日の総会で、空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご決定をいただいたものですので、地区の下限面積と農家創設の要件はございませんが、受人から農地を3年以上継

続して耕作する旨の誓約書を提出いただいております。

申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局からご説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、1番から9番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番、お願いします。

関 地区調査会長 　　1番は、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められたため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から2番から4番お願いします。

北村地区調査会長 　　2番と3番は農家創設です。いずれも現状、荒地状態の農地があつてそれを借りたり買ったりして農業を始めていただくということで、大変ありがたく感じております。営農計画等を確認いたしましたけども、問題ないと考えます。4番は農地への入り口、接道ですね、それを片側に一つあるんですが、もう一方の方からも入りたいということで取得するというものであり、許可条項に適合していると考えます。

議 長 　　続きまして南部地区調査会長から5番、お願いいたします。

村田地区調査会長 　　5番ですが、昨年8月に空き家に付随する特定農地に指定されており問題ないと判断しました。

議 長 　　東部地区調査会、中島委員から、6番から9番お願いします。

中 島 委 員 　　本日、北村調査会長が所用で欠席でございますので、私から報告をさせていただきます。6番から8番につきましては農家創設でございまして、調査会において営農計画など説明を受けまして、いずれも問題ないと判断をいたしました。また、9番ですけれども、これにつきましても許可要件を満たしておりますので問題なしと判断いたしました。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 議 長 【質疑なし】  
意見がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第 100 号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 【全員挙手】  
全員賛成ですので、議案第 100 号は全て許可と決定いたしました。
- 小林事務局長補佐 続きまして、議案第 101 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 議案第 101 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明申し上げます。3 ページをご覧ください。番号 1 番から 2 番の 2 件です。1 番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。既に住宅と倉庫、進入路等が農地にかかっているため追認の案件となります。2 番は、昨年の中日本台風で被災したリンゴ出荷用の倉庫を建て替えるものでございますが、敷地が新たな復興道路に掛かるということで、現在、別に 2 棟の倉庫がある申請地に新たな農業用倉庫を建築する転用案件です。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。
- 議 長 なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達いたしました 1 件の案件は許可済みとなっておりますので、ご報告いたします。
- 議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは 1 番と 2 番について、北部地区調査会長から補足並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。
- 関 地区調査会長 2 件につきましては、周辺農地の営農条件等に支障が生じるおそれがなく、許可相当であるという判断をいたしました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 議 長 【質疑なし】  
意見がないようで採決に入ります。議案第 101 号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】  
全員賛成ですので、議案第 101 号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。
- 議 長 続きまして、議案第 102 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明を

お願いします。

小林事務局長補佐

議案第 102 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明申し上げます。5 ページをご覧ください。番号 1 番から、8 ページの 9 番までの 9 件でございます。1 番は、実家の前に後継者別棟住宅を建築する転用案件です。2 番は、義父の所有する土地に農家分家住宅を建築する転用案件です。3 番は、自動車整備事業者がローリー車やトレーラーなどの大型車両の駐車場を設置する転用案件で、農振除外が令和 2 年 10 月 22 日に行われております。6 ページをご覧ください。4 番は、コンビニエンスストアを建築する転用案件です。備考欄の許可基準・不許可の例外根拠法令に、かっこ書きで国道沿いの休憩所とあります。流通産業施設や休憩所、給油所、その他、これらに類する施設で、国道、県道の沿道区域やインターチェンジの周囲、概ね 300m 以内の区域に設置されるものにつきましては、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものでございます。5 番は、自宅の駐車場を設置する転用案件です。7 ページをご覧ください。6 番は、農家分家住宅を建築する転用案件で、農振除外が令和 2 年 10 月 22 日に行われております。7 番は、保育園を開園しながら立て替え工事を行うということで、既存の駐車場を通路として使用することに伴い、工事関係者と保育園職員の仮設駐車場並びに仮設資材置き場として、許可の日から令和 3 年 12 月 31 日までの一時転用案件です。8 番は、移動販売による飲食業を行うためキッチンカーである営業車と従業員用の駐車場を設置する転用案件で、規模拡大を想定し 16 台分の駐車を見込んでおります。8 ページをご覧ください。9 番は、砂利採取を行うため、許可の日から 1 年間の一時転用案件です。また、番号 2 番、4 番、6 番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものにつきましては、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき県に進達いたしました 12 件の案件のうち 11 件は許可済みとなっております。

- りますが、県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めた砂利採取用地としての一時転用案件につきましては、許可書がまだ届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。
- 議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。それでは1番から9番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から4番、お願いします。
- 関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。1番から4番の4件について、周辺農地の営農状況等、支障が生じる恐れはないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。
- 議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から5番から7番、お願いします。
- 北村地区調査会長 　　5番は、先ほど説明ありましたが、自分の宅地前の駐車場を譲り受けるということです。6番は、去年の6月に農振除外の許可をいただいた分で、具体的に農家分家住宅の建築に入ることです。7番は保育園の建て替えのための一時転用ということにして、許可相当と判断いたします。
- 議 長 　　続きまして、南部地区調査会長から8番、お願いします。
- 村田地区調査会長 　　8番ですが、先ほど事務局から説明があったとおりで、調査会で検討した結果、許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。
- 議 長 　　続きまして、東部地区調査会の中島委員から9番、お願いします。
- 中 島 委 員 　　9番につきましては、砂利採取で一時転用する案件でして、許可要件に適合しており問題ないと判断をいたしました。
- 議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 酒 井 委 員 　　後継者別棟住宅というのが一つ出ていて、今まで農家分家住宅は理解してきていますが、後継者別棟住宅は新しい分野かなと思うんです。この要件と、これを選んだ場合のメリットとデメリットはどのようなふうにあるのか説明してください。
- 小林事務局長補佐 　　差し支えなければ休憩時間等に資料を準備させていただきますので、お願いしたいと思います。
- 議 長 　　酒井さん、そういうことで後ほど資料をお配りしながらご説明をさせていただくということでよろしいですか。
- 議 長 　　酒井さん、採決には臨めますね。
- 酒 井 委 員 　　いいです。
- 議 長 　　他にご質問ございますか。それでは意見が出尽くしたようで



すので、これより採決に入ります。議案第 102 号の許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の賛成を確認いたしましたので、議案第 102 号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達をいたします。

続きまして、議案第 103 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 103 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について、説明申し上げます。9 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件ですが、この件につきましては長野市空き家バンクと、市長が適当と認める団体が運営するものに登録された空き家に付随した特定農地の指定でして、11 月に申請のありました浅川地区に続き今年度 4 件目となります。指定する農地は、長野市豊野町石にある空き家に付随する面積 141 m<sup>2</sup>の畑、1 筆です。通常、豊野地区の下限面積は 10 a ですので、141 m<sup>2</sup>では所有権移転はできませんが、空き家に付随した農地につきましては、空き家と共に取得する場合には農家創設をすることなく、1 a 以上 10 a 未満で取得することができます。

また、この農地は長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の基準である、市街化区域以外の農地であること、その区域の全部または一部が遊休農地または耕作が可能な農地であること、所有者またはその相続による農地の維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこと、集団的な農地利用、農作業の共同化その他、周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと、空き家と農地の所有者が同一であること、農地の権利設定がないことの要件を全て満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。それでは 1 番について北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。空き家取得者と取得農地の所有者が同一であるなど、全て要綱に定める基準を満たしているということで許可できるということで判断をいたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして、ご発言のある方は挙手をしてお願いします。

**【質疑なし】**

議 長 質問等がございませんので、採決を行います。議案第 103 号を特定農地の基準を満たすものとして、原案のとおり、空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしましたので、議案第 103 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして議案第 104 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 104 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、説明申し上げます。11 ページをご覧ください。相続した農地が、高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、相続人は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であることです。また、以前は、相続人自らが農業を行う場合だけが対象となっておりますが、平成 21 年度の租税特別措置法の改正により、現在は利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸付を行った場合にも適用されることになっております。今月は 2 件ですが、その適格者であるか、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明をいただきました。それでは 1 番から 2 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から 1 番、お願いします。

岡村地区調査会長 当地は東和田で、その市街化区域内の農地でございます。面積は 737 m<sup>2</sup>、作物につきましてはネギ、ジャガイモでして、野菜も若干栽培されております。本人は 62 歳で、20 年間の猶予の中で、まだ農業は十二分に営んでいけるとこういうことで、調査会での検討結果、適格者であると判断をいたしました。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、2 番お願いします。  
村田地区調査会長 地区調査会で検討した結果、申請地はブドウ畑で適正に耕作されており、問題ないと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第 104 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認させていただきましたので、議案第 104 号は全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 105 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 議案第 105 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、下限面積についてでありまして、以上の要件を全て満たすことを確認しております。それでは、お手元の議案別冊 1 の 2 ページ目をご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりでして、総件数 228 件、総面積は 22 万 8,168.65 m<sup>2</sup>でございます。

ページを戻っていただきまして、1 ページ目をご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほど申し上げたとおり同様に、今回、利用権の設定を受ける方は 70 名、利用権設定をする方 174 名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますよう、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは審議に入らせていただきます。まず 1 の所有権移転関係につきましては、順次、各調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転関係だけ単独の採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃貸借、賃借権、使用貸借権につきましては、一括して報告をいただきます。なお、6 の農地中間管理事業（賃借権）と、7 の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものです。

ので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行ったうえで、一括採決を行う方法で進めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

なお、1の所有権移転の番号6番、1の所有権移転の番号6、それから5の利用権設定（使用貸借権）の番号1との関連がございますので、審査から採決までを単独で行いたいと思いますのでよろしくお願います。また、7、農地中間管理事業（賃借権）の番号43と54番は農家創設案件ですので、この後の議案第106号 農地中間管理事業の推進に関わる法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを審議したあと、審査から採決まで単独で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは、そのように進めさせていただきます。初めに1の所有権移転関係の1番から22番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から6番、お願いします。なお、農家創設が1件あります。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1番から6番ですが、6番については農家創設です。また、22ページの使用貸借権の1番との関連案件です。農家創設につきまして簡単に説明をいたしますが、北部地区調査会では、申請人から営農計画書に基づきまして説明を受けました。申請人は、農産加工業に従事する中で農業の耕作者の高齢化、担い手不足、荒廃農地の増加等の課題に直面してきたと。栽培作業に多くの手を必要とせず、高齢者でも収穫等簡単にできる作物を探してきた中で、菓子類の素材として使われるヘーゼルナッツの栽培を4年ほど前から始めてきまして、ある程度見通しが立つと確信を持った。また、生産加工、販売を一元化した6次産業にも取り組みたいということで、耕作放棄地対策等にも寄与したいという思いを強く訴えられました。営農意欲もあり、栽培実績も上げているので、農家創設者として取り組みに期待をして支援していきたいということで、調査会の総意となりました。これも含めてすべての案件について、議案のとおりで良いと判断をいたしました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から7番、8番をお願いします。

岡村地区調査会長 7番、8番は、いずれも農家創設案件です。7番は10年ほど前に戸隠豊岡地区に移住された方が野菜栽培、主にトウモロコシに興味を持ちまして、知人から栽培方法を学ぶ中で農業を始めたものでございます。4,147㎡と面積は広いですが、収穫体

験農場を開設するなどして効率的に耕作できるものと判断をいたしました。8番目につきましては、地中海のトルコ生まれの方でして、私以上に日本語が達者でした、説明をいただく中において、東京でトルコ大使館にもちょっとお勤めしたようでございますけれども、東京でワインソムリエやレストランの経営、またワイン用ブドウ栽培を手伝ってきた経験から、鬼無里の日影地区がワイン用ブドウ栽培の適地であると判断し、農地を5,000㎡ほど取得したわけでございます。それとワイナリーも同時に取得をいたしました。自家用の水田も耕作するものです。ワイン製造も視野に規模拡大、販路の開拓にも力を入れておられるので問題ないと判断をいたしました。

議 長 続きます、中部地区調査会長から9番、お願いします。  
北村地区調査会長 9番ですが、堤外農地を大規模農家に買っていただけるということで、問題ないです。

議 長 続きます、南部地区調査会長から10番から12番、お願いします。

村田地区調査会長 10番、11番、12番、いずれも下限面積等の諸条件を満たしており、問題ないと判断しました。

議 長 続きます、東部地区調査会、中島委員から、13番から22番、お願いします。

中 島 委 員 13番から22番ですけれども、調査会で協議をいたしました、結果、いずれも問題ないということです。

議 長 これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明並びに、ただいまの地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

私から、先ほどのトルコ生まれの方の情報をもう少しお聞きしたいんですが、この方は鬼無里に住んでおられるんですね。

岡村地区調査会長 全国で、どこが適地かということを探したようですが、鬼無里が非常に適しているということで、将来にわたっては、植えてから収穫までに4年ぐらいワイン用ブドウはかかるようです。それから規模拡大しつつ、将来的には自分で加工もして6次産業化をしていきたいというように言っておりました。

和 田 委 員 新しい産業が生まれればいいなと思います。

議 長 他に質問がございませんので、打ち切ります。

それでは、所有権移転関係についてのみ採決を行います。番号6番を除いた所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の賛成を確認できました。

続きます、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利

用権設定関係につきましては、6年未満賃借権が13件、6年から10年未満賃借権が3件、10年以上賃借権が8件、使用賃借権が12件です。初めに北部地区調査会長から検討結果をお願いします。なお所有権移転との関連がございます。また、農家創設が1件あります。

- 関 地区調査会長 原案のとおりでよいという判断をいたしました。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長からお願いします。
- 岡村地区調査会長 原案どおりでよいということでお諮りしたいと思います。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長からお願いします。
- 北村地区調査会長 原案どおりでよいということで、問題なしという判断です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。
- 村田地区調査会長 全て継続でありますし、適正に耕作されており問題ないと判断しました。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会、中島委員、お願いします。
- 中 島 委 員 賃借権の9番から11番は農家創設でして、調査会におきまして営農計画など説明を受け、問題ないと判断いたしました。その他の案件につきましては、問題ございません。
- 議 長 これより質疑に入りますが、先ほど申し上げたとおり、5番の利用権設定（使用賃借権）の番号1番が、所有権移転の6番と関連があり、また、6の農地中間管理事業（賃借権）の43番と54番は農家創設案件ですので、これらの案件を除いた利用権設定関係についての質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課の説明及び、ただいまの地区調査会長からの報告につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いします。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 特にないようですので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 続きまして、1番の所有権移転の6番と、5の利用権設定（使用賃借権）の1番の関連案件について質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 意見がございませんので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成の確認をさせていただきましたので、議案第105号の所有権移転関係につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議 長 続きまして議案第106号 農地中間管理事業の推進に関わる

法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 議案第 106 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条  
山口専門員 第 3 項の規定による農地利用配分計画（案）の意見聴取について、説明いたします。資料は別冊 2 となります。

農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聴くものとして既定されております。農家創設及び市外在住の担い手の場合にこれに該当し、意見聴取をお願いするものでございます。別冊 2 の 1 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける人は 1 人で、賃貸借によりまして 3,424 m<sup>2</sup>を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。2 ページをご覧ください。番号 1、●●さんですけれども、アスパラガスの栽培で篠ノ井地区において農家創設をする方になります。説明につきまして以上です。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議長 長 ただいま農業政策課から説明をいただきました。それでは南部地区調査会長から、検討結果及び意見等の報告をお願いします。

村田地区調査会長 調査会にお見えいただいて、説明をいただきました。●●さんは、今まで長野市の農業法人で働きながら農業に魅力を感じ、農業をしたいと思うようになり、居住地の篠ノ井地区で農地の確保が可能となったため、退職してアスパラを中心に栽培をするということでもあります。この春に苗を植え付ける予定ですが、アスパラも植えてすぐには本格的な収穫はできないのですが、その数年の間は今まで勤めていた会社でアルバイト的に仕事をするのが可能だということですので、そういう面でも生活とかの心配はなさそうです。効率的に耕作を継続していけると認められるため、問題ないと判断しました。

議長 長 これより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、意見のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議長 長 それでは採決に入ります。議案第 106 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 全員賛成を確認させていただきましたので、議案第 106 号は全ての原案のとおり決定いたしました。

それでは、ただいまの決定を受けて、先ほど保留になっておりました議案第 105 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項

の規定による農用地利用集積計画の決定について のうち、6 の利用権設定関係 農地中間管理事業（賃借権）の 43 番と 54 番について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 質疑、質問がありませんので、採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認できました。従いまして、議案第 105 号の利用権移転関係につきましても、すべて原案のとおり決定をいたしましたので、議案第 105 号の審議を終了といたします。

続きまして議案第 107 号 非農地決定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 107 号 非農地決定について、説明申し上げます。農地法等議案の 13 ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っております、今月ご決定いただくものは、原野 1 筆で、面積は 556 m<sup>2</sup>です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第 107 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成の意思確認ができましたので、議案第 107 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第 46 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 47 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 48 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 報告第 46 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告申し上げます。15 ページをご覧ください。番号 55 番から 17 ページの 63 番までの 9 件です。農地を農地以外に転



用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届けでして自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届けです。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告申し上げます。19ページをご覧ください。番号143番から24ページの162番までの20件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の届出で、農地の権利移動を伴う転用届けになります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第48号 農地法第4条の規定による農業用施設（2a未満）の届出について、報告申し上げます。25ページをご覧ください。番号1番の1件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2a未満で、要件に当てはまる場合は4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりですが、申出者は議案第100号の農地法第3条の規定による許可申請の番号6番と同一人です。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

以上、報告案件の3件について説明いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま事務局から、報告第46号、第47号及び第48号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

議 長 　　【質疑なし】  
　　質問がないようですので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、報告第49号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について、農業政策課より説明をお願いします。

農業政策課 報告第49号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画  
山口専門員 （案）の報告について、説明申し上げます。資料につきましては別冊3となります。本件につきましては、市内で就農している担い手及び新規就農者への利用配分計画ですけれども、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について権利移転をするものですので、意見聴取ではなく報告とさせていただきます

ものです。1ページをご覧ください。今回、権利移転を受ける人は4名で、賃貸借及び使用貸借合わせて26,037㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

続きまして2ページをご覧ください。番号1の●●さんですが、信州新町地区においてワイン用のブドウを栽培される方です。番号2の●●さんですが、篠ノ井地区において麦の栽培を行う方です。続きまして3番の●●は、信州新町地区において花卉全般の栽培をするため農家創設する法人ですが、借入れ農地は、既に中間管理事業の権利設定が行われている農地について権利移転を行うものですので、今回は報告させていただくものでございます。3ページをご覧ください。4番の●●は、長沼地区及び豊野地区においてリンゴの栽培をする法人です。報告につきましての説明は以上でございます。

議 長 　　ただいま事務局から、報告第49号について説明がありましたが、発言のある方は挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 　　質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第50号 農業振興地域整備計画に係る農用地区の変更申出書の取下げについて、農業政策課より説明をお願いします。

農 業 政 策 課  
小 林 係 長 　　お手元の別冊4と書いてある資料で説明をいたします。農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申出書の取下げについてですが、令和2年10月28日開催の第9回農業委員会総会で同意の意見をいただいた除外番号4の案件について、申出者から下記のとおり取下願が提出されましたので報告いたします。1、申出地は若穂川田●●外12筆、若穂川田の町川田工業団地の東側の道を挟んだ一部です。2、除外面積は4,614㎡。3、申出者は●●さん外11名。4、転用事業者は●●。5、事業目的は駐車場。別紙配置図のとおり計画が出ております。左の太枠で囲ってある三角形が●●の第1工場で、この第1工場の道路を挟んだ東側に乗用車97台とトラック5台分の駐車場を造りたい。これは今の既存の駐車場の場所に倉庫を建てたいということと、大型トラックの待機場所として使いたいで、既存の駐車場が潰れてしまうので新規に造りたいという申し出でございました。

取下げの理由ですが、転用事業者は、金属等の表面処理加工業を営んでおり、既存の工場敷地内への倉庫建築に伴い不足する駐車場を整備するため農振除外を申し出たが、業績が向上し、受注の増加に伴い工場の増加が必要な状況となり、当初事

業計画にも変更が生じたことから事業計画の見直しを行うため、取下げの申出をするものです。1月の申出、当該申し出のところで、駐車場は同じような面積で、そのさらに北側のところに新たに工場を建てたいという計画があるようです。具体的な計画はまだ出てきておりませんが、それは除外するか、転用の見込みがあるとかないとか、その辺は全然、答えておりません。どうなるか分からないという状況の中ですけれども、一旦この計画は取下げをしたいという転用事業者からの申し出により受付したものです。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農業政策課から、報告第 50 号について説明いただきましたが、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問がございません。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

以上で農地法等に関する事項についての議事が終了いたしました。次にその他委員会事業に関わる事項の議事に移りたいと存じますが、10分程度休憩を取りたいと思います。ただいま15時5分です。議事再開を15時15分としますので、それまで適宜ご休憩ください。

【休 憩 (15:05～15:15)】

議 長 それでは、議事を再開いたします。ここからは、その他農業委員会業務に関わる事項についての審議をいたします。

議案第 108 号 第 3 回農業委員会合同研修会（案）についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思います。第 3 回農業委員会合同研修会について(案)ということですが、当初事業計画では年 3 回実施の予定であり、4月、5月につきましては、コロナの影響により書面での研修となったわけですが、今回、第 3 回目ということで、日時は2月26日の午前中に第 13 回総会が10時からあり、その後、午後1時半から3時20分まで、場所は10階の講堂で予定しております。当初事業計画では、推進委員にも総会に出席いただき傍聴していただく予定でしたが、コロナの関係もありますので、総会には推進委員の出席はしていただかない予定であります。

研修の内容ですが、一点目は事例報告ということで約30分、台風災害からの復興について、小滝委員と北村東部地区調査会長から報告いただく予定です。これは、当初12月に予定されていた長野地区の農業シンポジウムが中止になってしまったと

ということで、今回報告いただくことにしたものです。それから二点目の研修事項は、農地利用の最適化になぜ取り組むのか、どう取り組むのかということについて、全国農業会議所が作成した動画を約30分間聴講いただきます。三点目ですが、委員報酬の一部改正についての概要を、30分ほど事務局から説明させていただき予定です。研修につきましては以上の内容で、3時20分には終了したいと考えております。新型コロナは現在落ち着いておりますが、状況によって延期や中止という場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、お弁当を事務局で斡旋いたします。2月の地区調査会で希望を確認させていただきますのでお願いします。第3回農業委員会合同研修会についての説明は以上です。

議 長 議案第108号 第3回農業委員会合同研修会（案）について、事務局から説明をいただきました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 特に質問はないようですので、採決に入ります。議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、議案第108号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第109号 長野市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について と、議案第110号 長野第2区域（浅川地区）の農地利用最適化推進委員の募集（案）についての2件について、内容に関連がありますので一括議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いします。

竹下事務局長補佐 資料につきましては、別添の資料2と資料3になります。

最初に資料2をご覧くださいと思います。議案第109号 長野市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について ですが、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員、中牧清高氏から令和3年1月31日付の辞任願が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により長野市農業委員会の同意を求めるものです。辞任理由につきましては、一身上の都合によるものでございます。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。議案第110号 長野第2区域（浅川地区）の農地利用最適化推進委員の募集（案）について です。内容につきましては今、申し上げたとおり、浅川地区の農地利用最適化推進委員に欠員1名が生じますので、法に基づき新たな農地利用最適化推進委員の募集を

行うものでございます。今後のスケジュールですが、本日の総会で辞任の同意並びに推進委員募集についての議案の議決をお願いし、2月8日から3月8日までの1カ月間、公募推薦の受付を行います。なお、募集についてはホームページで公表してまいります。それから、地元の住自協、農協に推薦依頼を持参してお願いをしてみたいと考えております。3月8日に受付を終了後、応募状況等を公表してまいります。その後3月15日に、農地利用最適化推進委員検討委員会を開催します。これは農業委員会の役員の方で組織する検討委員会でございます。毎月の役員会に併せてこの検討委員会を開催し、応募者の中から適任者の検討をいただきます。そして、3月の第14回総会において、推進委員を決定して参りたいと考えております。なお、会長より委嘱書を交付させていただきますが、令和3年4月1日付で交付を予定しております。

2枚目をご覧ください。長野市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域を定める件ということで、推進委員42名いらっしゃるしまして、それぞれ担当区域が決められております。長野第2区域は、詳細に記載のとおり区域が含まれており、区域内で担当人員が6名と決まっております。このうち浅川地区での1名が欠員となるということで募集するものです。

3枚目をご覧ください。現農業委員、推進委員の推薦状況を記載したものでございます。北部地区の長野第2区域の浅川地区になりますが、一番右の欄をご覧ください。推薦団体は、ながの農協吉田支所の農家組合長会となっております。従いまして、公に募集もするわけですが、新たな推薦について、ながの農協吉田支所農家組合長会に人選を依頼していくものです。併せて、住自協へも協力依頼をしていきたいと考えております。

4枚目の募集要項をご覧くださいと思いますが、対象者については、浅川地区内で農地等の利用の最適化の推進のために活動ができる者ということになっております。定数は1人、任期につきましては農業委員会が委嘱する日から令和5年3月1日までということで、現任期の残任期間ということになります。一番下に応募方法の記載がございまして、自薦、他薦どちらでの応募も可能です。なお必要書類を添えて農業委員会事務局へ持参、または郵送で提出いただくこととなります。裏面になりますが、募集の受付期間がございまして、令和3年2月8日の月曜日から令和3年3月8日の月曜日までということで1カ月間、農業委員会事務局で受付を行ないます。選定方法につきましては、長野市農業委員会が提出された書類を基に候補者を選考するものでございます。結果の公表につきましては、

3月下旬までに応募者及び推薦をするものに文書でお知らせをするとともに、ホームページでも公表をしております。以下記載のとおりでございますのでよろしくお願ひします。

最後のページになりますが、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会設置要綱です。これは第1条に記載のとおり、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する検討のために必要な事項を定めるといふことで、任務が第2条になりますが、推進委員の委嘱のための検討及び、その結果を長野市農業委員会の総会へ意見として提出することとなっております。第3条の組織ですが、委員は長野市農業委員会役員で構成することとなっております。従いまして、この検討委員会において公募並びに推薦による応募者の中から選考を行い、3月の総会に提案していきたいと考えております。

以上、議案第109号及び議案第110号について説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第109号 長野市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について及び、議案第110号 長野第2区域（浅川地区）の農地利用最適化推進委員の募集（案）について、の2件につきまして事務局から説明をいただきました。それでは質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

岡村地区調査会長 これは北部地区のことですので、他の調査会については触れなくてもよいかお聞きします。例えば調査会のときに報告した方がよろしいでしょうか。

竹下事務局長補佐 特に今回は北部地区だけの関係ですが、活動自体、北部地区の浅川地区で活動できる方であれば実際にはそこに住んでない方でも応募はできる場合がございます。ホームページでは全市にお知らせをしているものでございますので、調査会での報告はしていただいて構わないと思います。

北村地区調査会長 応募・推薦書式については、1、2、3、4は必須の書類ということですね。

竹下事務局長補佐 そのとおりです。基本的には農業委員会法施行規則で全て様式決められておりまして、自薦、推薦、それぞれ決められた様式で出していただくこととなります。

北 原 委 員 今回の件については問題ないのですが、農地流動化協力員の定員ってというのは決められているのかどうか、参考に聞かしてもらいたいです。

小林事務局長補佐 定員はございます。それぞれ地区ごとに定められておりまして、何名以内という形で設置しております。地区によっては、定員より少ない人数で活動していただいているところもあるのが現状です。

議 長 後ほど同じ内容で出てきますので理解できると思います。他にないようですので、質問は以上で打ち切りたいと思います。

採決に入ります。初めに、議案第 109 号の辞任について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方に確認をいただきましたので、議案第 109 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 110 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成確認できましたので、議案第 110 号も原案のとおり決定いたしました。

川浦事務局長補佐 先ほど農地法の議案の中で、酒井委員からのご質問についてお答えさせていただきます。なお、先ほど資料を配布するというお話でしたが、資料はちょっと配布できませんので、口頭での説明ということをお願いしたいと思います。

まず、後継者別棟住宅と農家分家住宅の最大の違いですけれども、後継者別棟住宅の場合は本家、そもそもの住宅の後継者がその敷地内と周辺で所有している農地を含めてですけれども、敷地内に別棟の住宅を建てる場合が後継者別棟住宅になります。農家分家住宅は、敷地内にかかわらず離れた所等に建てる場合、農家の分家住宅という区分になろうかと思えます。この事由というか区分によるメリット、デメリットですけれども、農家分家住宅、離れた所で建てたりする場合には開発許可の対象になります。後継者の別棟住宅については本家の隣接する所ということになりますので、限られた範囲、敷地内ということになりまして、これについては開発許可が不要ということになります。この部分がメリット、デメリットになると思われれます。詳しい内容については建築指導課にお願いしていただきたいと思えます。

酒 井 委 員 分かりましたので結構です。

議 長 この関連について他にございますか。では、ご理解いただいたものということで、この件については終わります。

議案のご審議にご協力いただきましてありがとうございます。以上で本日の議案審議について、全て終了いたしましたので、これで議長を解任させていただきます。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、お疲れさまでした。

以上で本日の議事は終了となりました。

以上をもちまして、第 12 回の総会を終了といたします。